

| | 国の基準 | 備考 |
|-----------------|---|----|
| <p>保育が必要な理由</p> | <p>以下のいずれかの事由に該当すること ※保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居親族等による保育が可能な場合、優先度上の取扱いを考慮することが可能 ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等を含む） ② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病・障害 ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（起業準備を含む） ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練含む） ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 ※ 保育標準時間 1週当たり30時間程度以上、保育短時間 下限 1月48～64時間の間で、市町村が定める時間 ※ ②妊娠・出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない</p> | |
| <p>認定区分</p> | <p>【保育標準時間（1日11時間までの利用）】 平均275時間/月（212時間超292時間以下） 【保育短時間（1日8時間までの利用）】 平均200時間/月（最大212時間） ※ ②妊娠・出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない ※ 現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講じる</p> | |
| <p>優先利用等</p> | <p>・調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とする ・虐待やDV等、社会的養護が必要な場合は、措置制度を併せて活用 ・優先事項の例示については、以下のとおり （実施主体である市町村で、それぞれ検討・運用） ① ひとり親家庭(寡婦福祉法による配慮) ② 生活保護世帯 ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合(児童虐待防止法による配慮) ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け 例)・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、その利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1歳まで育児休業を取得し復帰する場合 ⑦ 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童 ⑨ その他市町村が定める事由 例)・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況(所得等)の考慮 ・人材確保・育成や就業継続等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもの利用に際しての配慮 ・放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に際しての配慮</p> | |